

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例に規定する  
「市長が認める計算方法」および「市長が認める方法」について

令和7年4月1日  
秋田市建築指導課

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例（平成25年秋田市条例第24号。以下「条例」という。）第2条に規定する「市長が認める計算方法」および「市長が認める方法」は次のとおりとする。

（標準計算）

- 1 条例第2条第1号、第2号および第3号並びに第3条第1号に規定する市長が認める計算方法は、標準計算（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第10条第2号イ（1）およびロ（1）に示す基準）による場合とする。

（誘導仕様基準）

- 2 条例第2条第1号、第3号および第4号並びに第3条第1号に規定する市長が認める方法は、誘導仕様基準（省令第10条第2号イ（2）およびロ（2）に示す基準）による場合とする。

令和2年4月1日付けの通知による取り扱いは廃止する。